

独占禁止法の現状と今後の課題

村上 政博

もくじ

- I 基本的な法改正事項
- II 実体法
- III 手続法
- IV 本連載の終了に当たって

I 基本的な法改正事項

現時点で、国際標準の競争法とするためには、19条・2条9項の不正な取引方法の禁止に関する法改正が、先行して実現すべき最優先事項である。

この点で、①不正な取引方法の解体、②不正な取引方法の禁止を日本固有の規制に、③自由競争減殺型の不正な取引方法の禁止、は実質的に同じことを意味している¹。

最近の論文では、現行判例法として、重複して適用される行為類型について、自由競争減殺型の公正競争阻害性が一定の取引分野における競争を実質的に制限するよりも一段階低い違法性水準であることは誤りであり、同等の違法性基準・違法性水準である旨解説している。そのうえで、排除型単独行為については排除型私的独占を適用し、共同の取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限については不当な取引制限を適用することを主張している。『独占禁止法（初版）』（弘文堂）刊行時の1996年からの課題であるが、その後30年を経由して改正のための基礎的条件は次第に整っている。第73回、第74回、第76回、第77回が関連論文であり、第78回が総括論文である。

PROFILE

むらかみ まさひろ 昭和女子大学客員教授、一橋大学名誉教授、弁護士（TMI 総合法律事務所客員弁護士）

また、3条違反行為をすべて裁量型課徴金（行政制裁金制度）制度の対象行為とすることについては、内閣法制局が課徴金制度に裁量制を導入することに反対しているため、日本法の課徴金制度の在り方として論じる必要が生じている。そのため、現行課徴金制度の内容を行政制裁金制度に向けて一歩一歩法改正を進めることが課題となる。独占禁止法の課徴金制度がこの点で他の法律の課徴金制度よりも先行すべきであるが、3条違反行為すべてに対して上限金額方式の課徴金の対象行為とすることには時間がかかるものと予想される。第73回、第75回、第76回、第77回が関連論文であり、第79回が総括論文である。

具体的な最終目標については、村上政博『独占禁止法の新たな地平Ⅲ』（弘文堂・2023）で解説したとおりである。

ここでは、不正な取引方法の解体、課徴金制度改革という中核的課題と関連して、国際標準の競争法に向けて、実体法、手続法上の諸問題について、現在現実直面している課題とともに、ここ30年間に実現した大きな改善・成果について解説する。

II 実体法

1 判例法の形成の重要性

実体法については、何よりも、適切な内容の事例を積み重ねていくことが大切である。第78回で解説したように、この点についてのこの30年間の成果は大きい。

最近の事例でも、域外適用についてのブラウン管国際カルテル事件最高裁判決、優越的地位

の濫用規制について民事上の規制と位置付ける一連の判例などがそのことを物語る。

その点で、漁業協同組合の出荷強制事例が東京地裁で係争中であることから、その件で22条但書の解釈に最終決着をつけることが期待される。

今後は、排除型私的独占・排除型単独行為についての事例や垂直的価格制限の事例を積み重ねていく必要がある。特に、再販売価格の拘束事例について関連市場を画定して価格維持効果の有無を争う事例が出てくることが望ましい。

支配型私的独占の法的性格については、判例法形成が遅れることが見込まれ、判例法上それが確定するまでにはさらに時間がかかるものと予想される。

企業結合事例は主要な事例、業務提携は主要な事前相談事例の公表が行われている。本来は排除措置を命じることが望ましいが、公取委の現在の事案処理、実務に特段問題はないと考えられる。

2 排除型単独行為

(1) 行為類型としての排他的取引

事業活動・経済活動を規制する法として、競争法が発展したのは、独立した競争の場として、一定の取引分野（関連市場）を画定し、そこでの競争制限効果を認定した場合に、競争を回復するための措置を命じるというルールが機能したためである。

まずは、事件ごとに、当該行為の独占禁止法上の評価を適切に行うため、独立した競争の場としての「一定の取引分野」を正確に画定することである。最近では、第81回で解説したように、キャノン事件大阪地裁判決および大阪高裁判決で抱き合わせについて「一定の取引分野」を画定したことが大きな成果と言える。

第80回で解説したように、排他的取引について、現在競争者に対する取引妨害と拘束条件付取引が濫用的に適用されている。

競争者に対する取引妨害および拘束条件付取引に該当するとされた行為については、独立した競争の場としての「一定の取引分野」を正確に画定すると、競争者に対する取引妨害および拘束条件付取引の一部は、行為類型としては排

他的取引にあたり、排除型私的独占または不正な取引方法では排他条件付取引に該当するものであることが明らかになる。

この点は、自由競争減殺型の競争者に対する取引妨害に該当するとされた3事例（第一興商事件、ディー・エヌ・エー事件、MCデータベース事件）およびライセンス上の制限に当たるとして拘束条件付取引に該当するとされた2事例（マイクロソフト（非係争事件）およびGoogle LLC事件）について当てはまる。とくに、マイクロソフト（非係争事件）およびGoogle LLC事件については、行為者の市場における地位、市場の競争に及ぼす制限効果の大きさから、明らかに排除型私的独占に該当する行為である。

(2) 競争者に対する取引妨害事例の問題点

競争者に対する取引妨害は不正な競争手段型であることを想定して設けられた禁止行為であり、そもそも自由競争減殺型の禁止行為には値しない。

競争者に対する取引妨害については、独立した競争の場としての「一定の取引分野」を正確に画定すると、行為類型としては排他的取引、不正な取引方法では排他条件付取引に該当するもので、競争者に対する取引妨害は自由競争減殺型の禁止行為としてふさわしくないことが明らかになる。

関連市場として一定の取引分野を画定することの意義は、違反被疑事業者の当該行為が競争法に違反するか否かなど競争法上の評価を明らかにすることにある。その点から、ターゲットとなる競争者とその取引相手の間の取引が一定の取引分野として画定されることはない。

第一興商事件において、一定の取引分野は、飲食店やカラオケボックス等に業務用通信カラオケ機器を販売または賃貸するとともに、カラオケソフトを制作して配信する事業分野である。この件の行為は、競争者エクシングに対して、自己の支配下にある管理楽曲の継続使用を拒絶し、その旨を卸売業者等に告知する行為により、エクシングの事業活動を困難させたものである。行為類型としては、一連の行為または排他的取引に該当する。エクシングとその取引飲食店等との間の取引が一定の取引分野であると画定さ

れるわけではない。

ディー・エヌ・エー事件で、一定の取引分野は、携帯電話向けソーシャルネットワークサービスを通じてその登録ユーザーにソーシャルゲームを提供するサービス市場である。この件の行為は、ディー・エヌ・エーが有力ソーシャルゲーム提供者に対して競争者グリーンにソーシャルゲームを提供しないという取引条件で取引したことにより、すなわち有力ソーシャルゲーム提供者を囲い込む行為により、競争者グリーの事業活動を困難にさせたものである。行為類型としては、排他的取引に該当し、排除行為（行為類型としての排他的取引）または不公正な取引方法の排他条件付取引に該当する。競争者グリーンと有力ソーシャルゲーム提供者との間の取引が一定の取引分野として画定されることはない。

MCデータプラス事件で、一定の取引分野は、建設業向けにクラウドサービスとして労務安全サービスを提供する取引分野である。この件の行為は、登録された作業員情報等を他社に流出させないようにしてユーザーが競争者の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせることにより、競争者の事業活動を困難にさせたものである。行為類型としては、排他的取引に該当し、排除行為（行為類型としての排他的取引）また不公正な取引方法の排他条件付取引に該当する。一定の取引分野におけるMCデータプラスによるデータの囲い込み行為の独占禁止法上の評価が問題となり、競争者と労務安全サービスのユーザーとの間の取引が一定の取引分野として画定されることはない。

特に、自由競争減殺型の競争者に対する取引妨害については、現在東京地裁で係争中のMCデータプラスが初めて司法審査を受ける事件である。独占禁止法違反になるか否かの結論について差異はないにせよ、法適用について理論上の決着をつけることが望ましい。

3 カルテル

現行のカルテル規制については、①相互拘束について、合意と意思の連絡の位置づけを明確にすること、②カルテルに係る課徴金制度の減免制度のうち、調査協力度合いによる課徴金減

額制度について裁量性が十分でなく、それを改善することが課題である。ただし、カルテルには不当な取引制限の相互拘束が適用されており、基本体系との関係では問題はない。

4 支配型私的独占

支配型私的独占の禁止は、基本体系上、搾取型単独行為の禁止に当たる。過去には、搾取型濫用行為が活用されていたEU競争法でも、最近では搾取型濫用行為に該当するとした事例はなくなっている。

他の事業者にカルテルをさせる行為が、支配型私的独占に係る課徴金制度の想定対象行為とされて、支配型私的独占の該当例とされている。しかし、他の事業者にカルテルをさせる行為は、基本的に、実施者間のカルテル行為にその指示者が加わった行為として、カルテルに該当しカルテル規制により処理される。

5 業務提携

生産提携、販売提携、購入提携、物流提携、研究開発提携、技術提携、標準化提携という業務提携が、原則合法型の共同行為として、不当な取引制限の相互拘束に該当することが明らかになっている²。ただし、業務提携には不当な取引制限の相互拘束が適用されており、基本体系との関係では問題はない。

6 企業結合規制

競争ルールの一つである企業結合規制については、2009年改正により、株式取得による企業結合について事後報告制から事前届出制に変更した。2011年には、EU競争法の企業結合の届出制をモデルとした国際標準の企業結合届出制度を採用した。これ以降、国際的企業結合案件について外国競争当局と協力しながら審査を行うことも相まって、公取委は、経済分析の活用などを含め、ほぼ国際標準の企業結合審査、企業結合規制を実施している。

7 日本固有の規制

公正競争阻害性が不公正な競争手段型、競争基盤侵害型である不公正な取引方法、すなわち

優越的地位の濫用規制と不正競争行為に対する規制とは、独占禁止法の基本体系との間で日本固有の規制に該当する。

公正競争阻害性が不公正な競争手段型である不公正な取引方法の禁止が不正競争行為に対する規制であり、公正競争阻害性が競争基盤侵害型である不公正な取引方法の禁止、すなわち優越的地位の濫用規制の法的性格が日本固有の規制かつ民事上の規制であることが明らかになっている。

優越的地位の濫用規制については、食ベログ事件東京高裁判決までと続く一連の民事判決と公取委の基本的に確約手続により事件処理するという法適用により、日本固有の規制かつ民事上の規制となっている。

公正競争阻害性が不公正な競争手段型である不公正な取引方法の禁止行為は、並行輸入不当妨害行為を含む競争者に対する取引妨害（旧15項）のほか、関連商品購入強制型抱き合わせ、小売段階の不当販売が不正競争行為に該当する。

今後自由競争減殺型の不公正な取引方法の禁止行為の廃止が現実化すると、不公正な取引方法の禁止行為のうち、不正競争行為として分類する行為がさらに増える可能性がある。いずれにせよ、自由競争減殺型の禁止行為と不公正な競争手段型の禁止行為とを明確に判例法で切り分けていく必要がある³。

8 協同組合の共同経済事業に関する適用除外 (1) 協同組合の共同経済事業

土佐あき農業協同組合事件東京高裁判決（2019年）は、独占禁止法22条について、「独禁法22条が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性を確保したまま、単一事業体として共同経済事業を行うことを許容するところにある」「独禁法22条は、農協などの事業者団体が事業者として共同経済事業を行うことを独禁法からの適用除外とすることを規定したものである」とした。ここまでは妥当な解釈である。

しかし、「独禁法22条ただし書に該当する場合

には、同条本文柱書『（独禁法を）適用しない』とする規律が適用されない旨を『この限りでない』として明らかにしたものであり、結局、独禁法の規定がそのまま適用されることを意味する」と判示した解釈は独占禁止法22条柱書の趣旨について完全に誤っている。

独占禁止法22条柱書の適用除外は協同組合とその組合員とが一体となった共同経済活動を許容する規定であると解される。協同組合とその組合員が一体として事業活動を行い同一経営体と同様なものと評価すると、土佐あき農協（高知県農協）事件の行為のような組合員への共同施設への利用強制は許容される。

同判決は、協同組合が共同経済事業を行うに当たって、組合員に利用強制を行うときには22条但書が適用されるとして、22条但書の「不公正な取引方法を用いる場合」を適用した。22条但書の「不公正な取引方法を用いる場合」はその沿革を踏まえ無効な規定と解することが相当である。

現在東京地裁で係争中である漁業協同組合による組合員への出荷強制事件では、まず当該行為が22条柱書の適用除外を受けるか否かを確定すべきである。適用除外を受けない場合には独占禁止法3条、19条が適用される。適用除外を受ける場合には当該行為は独占禁止法上問題とならないのであって、22条但書の「不公正な取引方法を用いる場合」は無効な規定であり、その規定を適用する余地はないと解することが相当である⁴。そもそも、協同組合への適用除外規定について米国反トラスト法の正確な継受という点からも22条但書の「不公正な取引方法を用いる場合」は無効な規定と解される。

現在、東京地裁で係争中である熊本県漁業協同組合連合会および佐賀県有明海漁業協同組合事件（組合員である海苔生産者に対して共同出荷事業への利用強制を行ったこと、すなわち系統外出荷を行わないようにさせている行為を拘束条件付取引に該当するとした）で最終的な決着をつけることが望まれる。

(2) 他の禁止行為に組み込まれた不公正な取引方法の禁止

この問題は、他の禁止行為に組み込まれた不

公正な取引方法の禁止についての残された最後の課題である。

他の禁止行為に組み込まれた不公正な取引方法の禁止とは、前記22条但書の「不公正な取引方法を用いる場合」のほか、企業結合禁止規定の「不公正な取引方法を用いる場合」、第8条5号の「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」、6条の「不公正な取引方法に該当する事項を内容とする」をいう。いずれも今日では適用されることもなくなり、不要な規定であることが明らかになっている。

9 事業者団体の活動に対する規制を8条1号に一元化

事業者団体の活動に対する規制である8条1号ないし5号を8条1号に一元化することである。8条5号は前述のとおり今日では不要な規定となっている。

8条4号の「構成事業者の機能または活動を不当に制限すること」は、不公正な取引方法の禁止に対応する規制であり、事業者団体の活動規制についても2段階の規制構造を持ち込んだものである。自由競争減殺型の不公正な取引方法の廃止に伴い、8条2, 3, 4号をすべて廃止して8条1号に一元化することが相当である。この改正は、不公正な取引方法の解体、すなわち自由競争減殺型の不公正な取引方法の廃止に付随して行われるもので、文字通り最後の改正課題となる。

10 競争ルールの域外適用

競争ルールの域外適用については、ブラウン管国際カルテル最高裁判決（2017年12月12日）によりほぼ国際標準の域外適用のルールが確立した。これにより、独占禁止法6条は完全に不要な禁止規定となった。

III 手続法

1 概説

公取委は、昔から、行政指導である警告、さらに確約手続に依存してきた。このこと自体は、日本の企業風土を反映した、日本の行政官庁共

通に当てはまる事件処理方針である。

公取委は、今後、単独行為規制と共同行為規制について、行政指導である警告、さらに確約手続に依存することなく、排除措置を命じて、判例法を形成していくことが肝要である。

2 行政手続—行政審判の廃止

行政審判は本質的に不公正な制度であるうえ、国際的にもほぼ見られなくなっている制度であった。行政審判の廃止は2015年4月に実現し、命令に不服のある者は裁判所に取消訴訟を提起するという大陸法系の行政手続となった。これにより、将来的に課徴金を上限金額方式の裁量型課徴金制度とすることについての法的障害を取り除いた。

3 確約手続の適正な運用方針の確立

確約手続は、2016年に制定され、2018年に施行された。確約手続自体は行政上の和解として有意義な制度である。

2019年から2024年前半まで、約5年間にわたり、公取委は、単一事業者による行為については基本的に確約手続により事件処理するという誤った運用方針を採用した。この期間に、カルテルを除く単独行為および共同行為について、排除措置を命じる事例はほぼなくなった。2024年以降、公取委は、確約手続について、行政上の和解として、妥当な運用方針を採用し、事後規制について基本的に排除措置が命じられている。

4 排除措置命令の名宛人の解釈

「違反行為があるときは、公取委は、事業者に対し、当該行為を排除するために必要な措置を命じることができる」と規定している（7条、20条等）。「命じることができる」と規定していることから、公取委は、多数の違反事業者がいる場合に、違反行為を排除するという目的を達成するという観点から、裁量により、措置を命じる事業者を選別できる。たとえば、不当な取引制限に該当する事業者が複数いる場合に、措置を命じる事業者を選別することができる。特に、排除措置を命じる違反事業者について、カルテルおよび共同の取引拒絶では首謀者に絞る

こと、垂直的制限では主導するメーカーに絞ることができる」と解される。また、排除措置の名宛人の選別基準については、景品表示法の措置命令の名宛人の選別基準が参考になる。この解釈は、垂直的制限規制において排除措置命令の名宛人をメーカー等に絞るためにも不可欠である。

5 課徴金制度

日本で、課徴金制度は、その法的性格を不当利得の剥奪であると位置づけて新設された。現在ではその法的性格は行政上の制裁と位置付けられている。

独占禁止法上の課徴金制度について、不当利得の剥奪と位置付けられたことから設けられた課徴金に係る制度を行政上の制裁として純化していくことが最初の課題である。将来的に独占禁止法上の課徴金制度は、行政制裁金制度になるものであり、それに向けて制度内容を改善していくことが次の課題である。

6 刑事罰と刑事手続

刑事罰と課徴金の関係については、併科制が維持される。このことは、内閣府独占禁止法基本問題懇談会報告で確定している。些末な論点として、課徴金額から刑事罰金額の半額を控除するという制度を廃止するという課題が残っている。

刑事手続については、2005年改正により、それまでの適正手続の観点から問題のあった手続が改められて、犯則手続が導入されて適正に刑事罰が科せる手続となった。その後、刑事告発がなされるカルテル案件について、公取委と検察庁は合同調査を行い、同一違反事実・犯罪事実を確定したうえで、公取委が刑事告発した法人、自然人について、検察庁が即日公訴提起するという、競争当局と検察当局との間で国際的にもっとも緊密な連携関係が実現している。

刑事告発は、「国民生活に広範な影響を与える悪質かつ重大な事件」「違反を反復している事業者・業界」に対して行われる（告発基準）。刑事罰はカルテルに対して科せられる。悪質なカルテルに対して2年間に1件の割合で刑事告発がなされ、刑事罰が科せられている。

今後、刑事告発について2年に1回行うことにノルマ的にこだわる必要はなく、違反行為について行政調査権限では立証できず、強力な刑事捜査権限を行使する必要があるカルテルに絞って刑事告発することが相当である。

7 民事救済と民事手続

(1) 私人による差止請求権

私人による差止請求権は、2000年5月に独占禁止法改正で成立した（2001年4月施行）。私人による差止請求権は、3条違反行為および19条違反行為を対象行為とすることが相当であったが、制定時における政治的な妥協の産物として、不公正な取引方法の禁止が対象行為となっている。

そのため、請求原因について提訴者は不公正な取引方法と法律構成せざるを得ないこととなり、結果的に、差止請求を棄却した判決により、自由競争減殺型の公正競争阻害性の規制水準について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することまで、すなわち国際標準の違法性水準になっていることを明らかにするという効果をもたらした。

差止請求訴訟において、原告側は当該行為について関連する3, 4個の禁止行為を主張する。すなわち、原告側が複数の禁止行為に該当すると主張することは許されている。このことは、不公正な取引方法規制の欠陥を示すものとなる。

裁判所は、その請求を認容するためにはそのうちの一つに該当すると認定することで足りる。他方、裁判所は、その請求を棄却するためには、すべての禁止行為に該当しないことを認定する必要がある。

現在までのところ、裁判所が請求を認容する場合に「禁止行為Aまたは禁止行為Bのいずれかに該当する」「禁止行為Aおよび禁止行為Bのいずれにも該当する」という法適用をした事例はない。しかし、将来的に、禁止行為に排他性がないことから「禁止行為Aまたは禁止行為Bのいずれかに該当する」「禁止行為Aおよび禁止行為Bのいずれにも該当する」という法適用を行うことは可能である。

また、行為類型ごとの単一ルールの下で、私人による差止請求権は、すでに、実質的に3条

相殺関税における補助金該当性の検討と損害のおそれの認定、価格約束の受諾

~ European Union — Countervailing Duties on Imports of Biodiesel from Indonesia (WT/DS618/R) ~

手塚 崇史

もくじ

- I 事実関係
- II パネル報告書要旨
- III 解説

国内市場への輸入の著しい率による増加についての認定や説明を十分に行ったうえで、認定を行う必要がある。
③価格約束の提案については、最恵国待遇の適用があり得る。

申立国：インドネシア
被申立国：EU
協議要請日：2023年8月11日
パネル設置日：2023年11月27日
パネル報告：2025年8月22日
パネリスト：David Unterhalter (長), Ricardo Ramirez-Hernandez, Peter Van den Bossche
上訴日：2025年9月26日 (EU) (係属中)

本稿のポイント

- ①所得又は価格の支持の検討にあたっては、単に法規制についての経済的効果を検討しただけでは足りず、指示や委託の検討、所得を特定のレベル以上で維持することを保証していること等の検討が必要である。
- ②損害のおそれの認定においては、補助金の性格及び補助金により生ずることのある貿易上の影響、補助金の交付を受けた製品の

I 事実関係

1 申請及び調査開始
本件の事実関係は、インドネシアが設立したオイル・パーム・プランテーション・ファンド (以下「OPPF」という。) という制度を通じて、インドネシアのバイオディーゼル生産者に対して補助金を交付していたといえるかが争点となったものである。

このOPPFは、国内市場向けに再販売される石油系ディーゼル燃料へのバイオディーゼル混合を義務付ける改正と並行して、インドネシアの大統領令61/2015により設立された。OPPFを通じてインドネシアのバイオディーゼル生産者に支払われる資金は、上記の国内混合義務を履行するに際して、国内燃料混合を行う事業者によるバイオディーゼルの調達を促進することを目的としていたものであった (7.8¹)。

大統領令61/2015は、OPPF管理機関 (OPPFと併設された) に対し、財務省令133/PMK.05/015に基づき、パーム油商品の輸出に対する輸出

PROFILE

てづか たかし 弁護士、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業。
本稿のうち意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者の属する組織の見解を示すものではない。

違反行為も対象としており、自由競争減殺型の不公正な取引方法の廃止に伴い、3条違反行為および残る19条違反行為をその対象行為とすることに実質的な困難はない。

(2) 損害賠償請求

日本における損害賠償請求権は、民法709条に基づく請求権と独占禁止法25条に基づく請求権が併存し、いずれも実損害額の回復を目的とする。

独占禁止法25条に基づく請求権については、排除措置を命じた違反事業者すべてに無過失責任を負わせることとしているが、排除措置を命じることは相当であるが損害賠償責任を負わせることは相当でない行為が存在することを考えると、独占禁止法25条に基づく請求権を廃止して、民法709条に基づく請求権に一元化することが相当である。それによって、被害者の救済において不利益となることもない。

VI 本連載の終了に当たって

現在筆者にとって、不公正な取引方法の解体を実現し独占禁止法を国際標準の競争法とすることが最大の法改正目標である。

一橋大学退官時 (63歳) には、最終目標を書き込んだ著作を刊行する時期は78歳ごろと予想していたが、すでに最終目標を論じた『独占禁止法の新たな地平Ⅲ』(弘文堂・2023年) を刊行することができた。本連載によりここまで書き込むことができたのであり、本連載を一旦打ち切るにはちょうどよい時期といえるのであろう。

ちなみに、国際商事法務には、「独占禁止法の新たな地平」と題して、一橋大学退官直後の第1回 (2013年10月連載開始) から第42回 (46巻10号) まで連載し⁵、続けて「独占禁止法の新潮流」と題して、第1回 (2019年5月連載開始) から第82回まで連載を続けてきた⁶。総計で120回を超えることになる。

注

- 1 この改正が実現すると、自動的に、法定不当廉売、法定差別対価、再販売価格の拘束および供給に関する共同の取引拒絶に係る課徴金制度は廃止される。
- 2 拙著『独占禁止法』でも、第7版では注で多様な業務提携について解説し、第8版では、共同行為の

行為類型について、カルテル、共同の取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限のほか、共同研究開発、規格設定を独立した行為類型としていたが、第9版以降、共同行為の行為類型としての業務提携に独立した1章を当てたうえ、生産提携、販売提携、購入提携、物流提携について詳しく解説している。

- 3 田中寿編著『不公正な取引方法—新一般指定の解説』(商事法務研究会、1982) 11頁は、「各行為類型がこの三つの側面のいずれに公正競争阻害性の主たる根拠を置いているかを整理することができるが、行為類型によっては、同時に他の側面を併せ持つことが通常である」としている。しかし、自由競争減殺型、不公正な競争手段型、自由競争基盤侵害型は峻別することが相当である。とくに、具体的違反行為について、自由競争減殺型と不公正な競争手段型のいずれの公正競争阻害性に該当するのかについて明らかにすることが相当である。
- 4 村上政博「農業協同組合および漁業協同組合の活動と独占禁止法」国際商事法務50巻12号1632頁参照。
- 5 『独占禁止法の新たな地平』328頁—332頁参照。
- 6 第1回から第19回までは、『独占禁止法の新たな地平Ⅱ』[本書の構成とその要点] 4、5頁参照。第20回から第54回 (51巻11号) までとプラス番外2本については『独占禁止法の新たな地平Ⅲ』182頁—183頁参照

IBL